

香川高等専門学校校章及びロゴマークの使用に関する要項

令和2年3月3日制定

第1 趣旨

この要項は、香川高等専門学校（以下「本校」という。）の校章及びロゴマーク（以下「校章等」という。）の使用について、必要な事項を定める。

第2 校章等

校章等は別図のとおりとする。

第3 使用者

校章等を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- 一 本校
- 二 本校の教職員又は学生（以下「教職員等」という。）
- 三 本校の教職員等が結成する団体
- 四 本校の支援団体（後援会又は同窓会を含む。）
- 五 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 六 その他本校が校章等の使用を認めた団体等

第4 使用範囲

校章等の使用範囲は、前項各号に定めるものに限り、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 本校の旗等の正規装飾品
- 二 本校（本校学生で構成される課外活動団体を含む。）が作成する各種活動の配布物、出版物及びホームページ
- 三 本校が作成する封筒及びレターヘッド（本校の業務で使用するものに限る。）等の文具等の類
- 四 本校の教職員等の名刺
- 五 その他校長が適当と認めたもの

第5 使用者の遵守事項

校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、校章等の使用許可を許可しないものとする。

- 一 本校の名誉が傷つけられ，又は傷つけられるおそれのあるとき。
- 二 校章等の使用に当たっての適正な管理をしないとき。

第6 使用申請

第3の第6号に掲げる使用者が，校章等を使用しようとする場合は，申請書（別紙様式1）を提出して，校長の許可書（別紙様式2）を得なければならない。

第7 第三者使用の禁止

校章等を使用する者は，本校の同意なしに第三者にその使用をさせてはならない。

第8 使用許可の取消等

校長は，校章等の使用目的又は使用方法等が適当でないと認めたときは，使用の許可を取り消し，又は使用を中止することができる。

第9 雑則

この要項に定めるもののほか，校章等の使用に関し必要な事項は，別に定める。

第10 事務

校章等の使用に関する事務は，総務課において処理する。

附 則

この要項は，令和2年3月3日から施行する。

別図

パターン1



パターン2



パターン3



別紙様式 1

香川高等専門学校校章等使用申請書

令和 年 月 日

香川高等専門学校長 殿

申請者

(住所)

(事業所又は団体名)

(代表者氏名)

印

(連絡先) 電話 :

e-mail :

下記のとおり校章等を使用したいので、申請します。

なお、使用に際しては、香川高等専門学校校章及びロゴマークの使用に関する要項を遵守します。

記

1. 使用目的

2. 使用図案等 (具体的にデザインや色を付したイメージ図を添付のこと)

3. 使用期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

4. 使用場所

5. その他

校章等の使用の許可、取消し及び停止並びに許可された使用期間中における校章等に関して、万一当方若しくは第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合においても、当方で処理し、貴校に賠償の請求等は一切行いません。

香川高等専門学校校章等使用許可書

令和 年 月 日

(申請者)

○ ○ ○ ○ 殿

香川高等専門学校長

令和 年 月 日付けで申請のありました本校の校章等の使用について、申請のとおり許可します。

なお、使用にあたっては、下記の使用許可の条件を遵守願います。

記

- 1 次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、校章等の使用許可を取消し、又は使用を停止させることがあります。
 - 一 本校の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれのあるとき。
 - 二 校章等の使用に当たっての適正な管理をしないとき。

- 2 校章等の使用の許可、取消し若しくは停止又は許可された使用期間中における校章等の変更等に関して、万一申請者若しくは第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合においても、申請者においてこれを処理し、本校では一切その責を負いません。